

訪問型サービス

基準	現行の訪問介護相当	多様なサービス			
サービス類型	訪問型サービス	緩和した基準によるサービス		短期集中予防サービス	
		訪問型サービスA1	訪問型サービスA2	訪問型サービスC1	訪問型サービスC2
サービス内容	訪問介護員による身体介護、生活援助	身体介護を除く生活援助等 1回60分程度	身体介護を除く生活援助等 1回30分程度	居宅での保健師または看護師による閉じこもりに対する支援 必要に応じ、口腔機能向上、栄養改善指導 1回30分程度	居宅での理学療法士、作業療法士による相談指導（手すり設置等の相談、自主トレーニングの提案等） 1回60分程度
対象者とサービス提供の考え方	<ul style="list-style-type: none"> すでにサービスを利用しているケースで、サービスの利用の継続が必要とケアマネジメントで認められるケース ケアマネジメントで、訪問介護員による専門的サービスが必要と認められるケース 	<ul style="list-style-type: none"> ケアマネジメントで状態を踏まえながら、生活援助等緩和した基準によるサービスが必要と認められるケース 		<ul style="list-style-type: none"> 閉じこもり等で通所が適さないケース ADLやIADLの改善に向けた支援が必要なケース 過去同サービス利用開始から1年以上経過 上記全てに該当する人 （必要に応じて栄養改善、口腔機能向上支援が必要な人）	<ul style="list-style-type: none"> 通所系サービス（リハを含む）を利用中 ADLやIADLの改善に向けた支援が必要なケース 改善の意思が明確 改善の見込みがある 過去同サービス利用開始から1年以上経過 上記全てに該当する人
実施方法	指定介護予防事業所	指定介護予防事業所		直接実施 指定介護予防事業所 基準を満たした団体	指定介護予防事業所

基準	現行の訪問介護相当	多様なサービス			
サービス類型	訪問型サービス	緩和した基準によるサービス		短期集中予防サービス	
		訪問型サービスA1	訪問型サービスA2	訪問型サービスC1	訪問型サービスC2
人員基準	<ul style="list-style-type: none"> 管理者（※1）：常勤・専従1人 従事者：訪問介護員等 常勤換算2.5人以上 （資格要件：介護福祉士、介護職員初任者研修修了者） サービス提供責任者 常勤の訪問介護員のうち、利用者40人に1人以上（※2） （資格要件：介護福祉士、実務者研修修了者、3年以上介護等の業務に従事した介護職員初任者研修修了者） <p>※1 支障がない場合、他の職務、同一敷地内の他事業所等の職務に従事可能 ※2 一部非常勤職員も可</p>	<ul style="list-style-type: none"> 管理者：専従者1人以上 従事者：必要数（資格要件：介護福祉士、介護職員初任者研修修了者、又は市が認める一定の研修修了者） 訪問事業責任者：必要数（サービス提供責任者を緩和） （資格要件：介護福祉士、介護職員初任者研修修了者） 	<ul style="list-style-type: none"> 従事者：必要数（資格要件：保健師、看護師） ※必要に応じて歯科衛生士、管理栄養士、言語聴覚士 	<ul style="list-style-type: none"> 従事者：必要数（資格要件：理学療法士、作業療法士） 	
単価 （事業所所在地の地域区分による単価を適用）	訪問型サービスⅠ 1,168単位（11,925円） 訪問型サービスⅡ 2,335単位（23,840円） 訪問型サービスⅢ 3,704単位（37,817円） 加算、減算は現行どおり	単価 233単位/回（2,378円） 加算なし 減算あり <ul style="list-style-type: none"> 事業所と同一建物の利用者またはこれ以外の同一建物の利用者20人以上にサービスを行う場合 一定の研修修了者を訪問事業責任者にする場合 利用回数 <ul style="list-style-type: none"> 事業対象者・要支援1 週2回かつ月10回まで 要支援2 週3回かつ月15回まで ※限度額の決定次第で事業対象者も週3回かつ月15回まで可	単価 100単位/回（1,021円） 加算なし 減算あり <ul style="list-style-type: none"> 事業所と同一建物の利用者またはこれ以外の同一建物の利用者20人以上にサービスを行う場合 一定の研修修了者を訪問事業責任者にする場合 利用回数：週1回限度	単価 2,500円/回 利用回数：上限6回（月2回、概ね3ヶ月間）	単価 500単位/回（5,105円） 利用回数：3回程度（6ヶ月間の期間限定）
利用者負担金	1割（所得に応じて2割）	1割（所得に応じて2割）	1割（所得に応じて2割）	無料	1割（所得に応じて2割）
支給限度額	事業対象者 5,003単位 ※例外的に10,473単位 要支援1 5,003単位 要支援2 10,473単位	事業対象者 5,003単位 ※例外的に10,473単位 要支援1 5,003単位 要支援2 10,473単位	事業対象者 5,003単位 ※例外的に10,473単位 要支援1 5,003単位 要支援2 10,473単位	限度額管理に含まれない	限度額管理に含まれない
ケアマネジメント	有	有	有	有	有